

令和 5 年 4 月 12 日

監査委員事務局長 様

市民生活部長 中 筋 有 香



## 令和 3 年度決算審査結果に対する措置状況の報告について

令和 3 年度決算審査結果において指摘（監査意見）のあったことについて、その措置状況を下記により報告します。

## 記

指摘事項等	費用対効果が薄い事業の見直しについて
<p>(措置状況)</p> <p>上記の監査意見にかかる措置状況について別紙のとおり報告します。</p>	

## 安定ヨウ素剤事前配布事業についての検討結果

令和3年度丹波篠山市決算審査意見書において、安定ヨウ素剤事前配布事業について審査意見が出されたことにより、この内容を踏まえ、令和4年12月1日に丹波篠山市原子力災害対策検討委員会を開催し、今後の安定ヨウ素剤事前配布事業についてのあり方について検討いただきました。その内容を報告するとともに、これを受けて丹波篠山市としての安定ヨウ素剤事前配布に係る考え方を報告します。

### 丹波篠山市原子力災害対策検討委員会の意見

#### 1 安定ヨウ素剤の必要性について

安定ヨウ素剤事前配布事業に取り組むきっかけとなった平成26年4月に兵庫県が行った高浜原子力発電所での事故発生時の放射性物質拡散シミュレーションでは、丹波篠山市の甲状腺等価線量100.1ミリシーベルトを示しており、IAEA（国際原子力機関）の定める安定ヨウ素剤の予防服用基準50ミリシーベルトを大きく超えています。これらの数値は現在も変わっておらず、安定ヨウ素剤事前配布の必要性はいまだ続いているとともにその状況は変わっていません。

原子力発電所の事故が起こり放射性物質が周辺に放出された場合、放射性プルームと呼ばれる灰のようなものが空気中に飛散し気流などの影響で遠く離れた場所にも届くことがあります。この放射性プルームに含まれる放射性物質のうち「放射性ヨウ素」が体内に取り込まれると、甲状腺に選択的に集積するため、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響を受けて数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇します。またその影響は年齢が低いほど大きくなり、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による被ばくから甲状腺を守るための薬で、避難や屋内退避なども合わせて行う必要があります。

#### 2 新規制基準による安全対策について

新規制基準により安全対策が強化されているという点については、原子力発電所の稼働年数を40年からさらに20年延長できることに加え、運転停止期間が除外され実質60年以上の運転が可能になるということが検討されており、稼働年数が長くなるということは安全性の観点では未知の領域であり、同時に設備や機器の老朽化による事故のリスクも大きくなるため、現状では安全性が高まっているとは言えません。

#### 3 屋内退避について

兵庫県は屋内退避で対応可能としていますが、平成26年4月に兵庫県が行った放射性物質拡散シミュレーションにある甲状腺等価線量100.1ミリシーベルトの予測は現在も変わっていません。これはIAEA（国際原子力機関）の定める安定ヨウ素剤の

予防服用基準 50 ミリシーベルトを大きく超えています。この数値からも屋内退避だけでは外部被ばくを防ぐことはできても放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐことは難しく、放射性ヨウ素による内部被ばくを原因とする甲状腺がんになるリスクを低減するためには安定ヨウ素剤の服用が重要となります。あわせて避難や屋内退避などの防護措置も行う必要があります。

#### 4 安定ヨウ素剤の服用指示について

安定ヨウ素剤の服用指示の基準については、『原発災害にたくましく備えよう』（平成 29 年 7 月に市発行）のハンドブックに示されているとおり、原発で深刻な事故が起こって丹波篠山市への重大な影響が予想されるときであり、原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報（原子力発電所で深刻な事故などが起こった時に原子力事業者が国や周辺自治体に状況を通報する。）がなされたときとなります。また、服用のタイミングとしては避難行動と同時に服用することとしています。

#### 5 事前配布の必要性について

兵庫県や近隣市町では安定ヨウ素剤を事前配布していませんが、原発で深刻な事故が生じた場合、迅速に服用するためには事前配布を行う必要があります。本来であれば、丹波篠山市のように市民に影響がある場合の事前配布は国や県が実施すべきであると考えますが、丹波篠山市は市民の命や健康を守ることを第一に考え、市が主体となり実施しています。審査意見として廃止に向けて検討することとありますが、この安定ヨウ素剤事前配布事業について国県が実施できない限り、また、安定ヨウ素剤が薬局において個人で購入できるようになるまでは現在の形を継続することが市民の安全安心のために必要だと考えます。また、この事業を行う上での費用については必要な経費であるため、小さければ良く大きければだめといった費用の大小は問題とならないと考えます。各自が薬局などに出向いて自己判断で購入できるようになることを本委員会でも当初から望んでいるところです。

#### 6 先進的な丹波篠山市の取り組み

丹波篠山市では平成 24 年度に丹波篠山市原子力災害対策検討委員会を立ち上げ、現在まで 26 回にわたる会議の中で医師や薬剤師等の専門家、そして市民委員の皆さんらによる議論を重ねた成果の一つとして、市民の命や健康を守るために率先的に安定ヨウ素剤の事前配布を行っています。この丹波篠山市の取り組みは、県外からも注目されています。特に滋賀県においては令和 4 年 4 月に市内の小中学校に安定ヨウ素剤の備蓄を行った米原市をはじめ、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町が安定ヨウ素剤の事前配布の検討を進めており、多くの市町へ広がってきています。

## 丹波篠山市としての安定ヨウ素剤事前配布に係る考え方

丹波篠山市原子力災害対策検討委員会での意見同様、平成 26 年 4 月に兵庫県が行った放射性物質拡散シミュレーションにある甲状腺等価線量 100.1 ミリシーベルトの予測は、兵庫県に確認したところ現在も変わっていません。これは IAEA（国際原子力機関）の定める安定ヨウ素剤の予防服用基準 50 ミリシーベルトを大きく超えています。もし、原子力発電所で事故が発生し放射性物質が周辺に放出された場合、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響で数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇します。そしてその影響は年齢が低いほど大きくなると言われています。

一方で、原子力発電所の稼働年数を 40 年からさらに 20 年延長になる動きがあることから老朽化によるリスクが今よりも大きくなることが考えられます。

安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による被ばくから甲状腺を守るための薬で、避難や屋内退避なども合わせて行う必要性にも変わりはありません。

原発で深刻な事故が生じた場合、迅速に服用するためには事前配布を行っておく必要があります。現在日本全体を見渡すと、PAZ（原子力発電所から概ね半径 5 km 圏内）や UPZ（原子力発電所から半径 5～30 km 圏内）で国や県による事前配布が実施されており、本来であれば、丹波篠山市のように市民に影響がある場合の事前配布は国や県が実施すべきと考えます。平成 28 年度に実施した安定ヨウ素剤の保管状況に関するアンケート結果によると、6 割を超える方が「配布前に比べて安心した」と回答されており、受領いただいた市民に一定の安心を提供できたと考えています。このことから丹波篠山市は市民の命や健康を守ることを第一に考え事前配布を継続していく方針です。

ただし、今後において安定ヨウ素剤を薬局などで個人が購入できるような法整備ができた段階においては、丹波篠山市における安定ヨウ素剤事前配布事業の廃止時期となることも考えています。

また、経費削減については郵送配布によって医師への謝礼に係る経費を抑える等、常に費用削減の意識を持ちながら安定ヨウ素剤事前配布事業に取り組んでいきます。

丹波篠山市の安定ヨウ素剤事前配布の取り組みは、特に滋賀県内の市町において注目されており、米原市をはじめ彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町が本市と同様の安定ヨウ素剤の事前配布を検討されています。

市民の意識や関心をさらに高めていくことを今後の課題と捉え、引き続き安定ヨウ素剤の必要性を啓発しつつ安定ヨウ素剤事前配布事業を継続します。